

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」の根本的な見直しを求める
再審無罪事件弁護人の共同アピール

2016年4月22日

弁護士岡部保男（財田川再審事件）
弁護士河村正史（島田再審事件）
弁護士山本裕夫（布川再審事件）
弁護士西嶋勝彦（袴田再審事件）
弁護士青木正芳（松山再審事件）
弁護士林伸豪（徳島ラジオ商再審事件）
弁護士泉澤章（足利再審事件）
弁護士鶴見祐策（梅田再審事件）

現在参議院法務委員会で審査されている「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が近々に成立するのではないかという報道がなされています。「法律案」は、被疑者取調べの録音・録画制度の創設、捜査・公判協力型・協議合意制度（司法取引）の創設、通信傍受の対象犯罪の拡大と手続要件の緩和など複雑にして広範な内容を含んでいますが、その柱は通常手続における可視化と司法取引と通信傍受にあると理解しています。

私たちは、これまで無実の人が犯人とされ極刑を受けた人々の再審事件を担当し、長期間にわたる弁護活動の末に、幸いにして再審開始決定や再審無罪判決を得ることができた経験をもつ者です。再審事件の弁護活動をするということはえん罪が作り出される過程を遡って子細に検証することであり、同時に誤った有罪の結論を導いた一連の確定判決に見られるえん罪発生の諸要因とその機序を検討し考察することでもあります。その過程はえん罪により生活と人生を破壊される本人と家族ならびに周辺の人々の筆舌に尽くしがたい苦しみを目の当たりにし、そのようなえん罪の悲劇を二度と許してはならないという決意を固めていくことと並行しています。私たちは再審の弁護活動を経験したことでえん罪を根絶する社会を実現したい気持ちを強く持ち続けてきました。私たちのそういう活動と経験から見て、この「法律案」は新たなえん罪を作り出す法と評価せざるを得ません。

周知のようにこの「法律案」に至った契機には、村木事件に代表されるえん罪重大事件の国のそれなりの反省と集団的な検討がありました。その真摯な反省はえん罪を根絶し悲劇を再び招来しないという法的に厳重な仕組みを本来つくることに結びつくはずでした。しかし今日私たちが目にしている「法律案」では、私

たちのそのような熱い期待はかなえられなかっただけでなく、むしろえん罪をあらたにつくり出しかねない危険をもつものになってしまったという強い思いを抱かざるを得ません。

まず取調べの録音・録画制度は、取調べの「可視化」と評されて報道もされていますが、録音・録画の対象事件は、裁判員裁判対象事件といわゆる検察官独自捜査事件に限られ、不起訴事件をも含む全刑事事件の約0.8%に過ぎません。村木事件のような郵便不正事件などは含まれません。全部とは言わないまでも、何故もっと多数の事件に適用しないのか、また現在は無理にしても将来全事件に拡大していく道筋を何故つけられないのか、多々疑問を禁ずることができません。警察関係者の反対が容易に想像できますが、国会という公開の場でこそ、そのことの是非を積極的に議論し全事件適用にむけた国民的な賛同を得るべく関係者の一層の努力が求められると思われまます。また「法律案」では録音・録画をするかしないか、どの場面を録音・録画するかについては「記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるときは除外」と警察官や検察官の主観でどのようにでも解釈できる例外規定があり、捜査機関の広い裁量が認められています。捜査機関が自身に都合の良い供述や状況だけを録音・録画し、法廷に証拠として提出することも可能となっています。しかしその危険性を払拭する仕組みも遺憾ながら「法律案」には用意されていません。今月8日に判決があった今市事件では、自白をした後の取調べの部分的な録画映像が、裁判員が自白には信用性があるとの心証を形成することに大きく寄与しました。部分可視化された取調べ録画が捜査機関の都合の良いように利用されるおそれがあることをまさに示すものです。

次に司法取引が、自らが起訴を免れあるいは執行猶予など有利な刑を得るために、無実の他人を犯罪者として供述するおそれが高い制度であることはこれまで識者が指摘してきたとおりです。現在でも事実上の司法取引が暗に行われ、少なくないえん罪が引き起こされていることを考慮すれば、慎重な検討が多角的になされないうちに、このあらたな制度を正式に導入することは時期尚早であるとの批判は免れません。また司法取引に弁護士の関与が必須とされ、あたかも公正な合意が保証されているかのような説明が時になされますが、関与する弁護士は他人を売り渡す司法取引により有利な結果を得る側の弁護人であって、司法取引による証拠により裁かれる者の弁護人ではないのです。しかも証拠開示の便宜も供されず十分な資料検討を経ずに弁護士が同意を求められる局面が予想され、そのような状況をつくり出されることにより弁護活動のうえで由々しき事態が生じることも真剣に危惧されるところです。弁護活動の本来の使命を妨げる虞のある制

度の新たな導入については、よほど慎重で綿密な検討が求められるのですが、それが「法律案」では今なお決定的に不足しております。

さらに、通信傍受法は、これまでは組織犯罪に限定されていた対象犯罪を窃盗や詐欺など軽微な犯罪にまで野放図に広げるものです。警察などの捜査の権限を一段と広げるものですが、他方でその濫用をチェックする役割が期待されていた通信事業者の立会いを今後不必要としてしまう制度に改変してしまうものです。このような捜査手法の拡大と現状からの一方的な改変の是非は、これまでの捜査の実情・実績に対する批判的な検討が欠かせませんが、この点の納得できる説明も検証も国会審議の中でも行われておりません。さらに捜査機関による携帯電話、電子メール等内容の傍受をほぼ無限定に認めてしまうものですが、憲法が保障した通信の秘密やプライバシーの権利を侵さないような有効な配慮と工夫が法案に適切に具備されてもおりません。警察にこのような証拠探知・獲得の捜査権限を僅かな条件で野放図に与える「法律案」の規定は、検察官の証拠改ざんを契機に始まったえん罪防止のためという本来の改革目的とは無縁のものでえん罪防止には全く役立たないものです。

以上の見地から私たち、再審事件弁護人は、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」の成立に同意できず、強く反対します。